

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	土地区画整理法		法令番号	昭和29年法律119号		
手続名	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可		根拠条項	第10条1項		
審査基準	<p>1 「個人施行の認可」の基準を満たしていること。</p> <p>2 個人施行者の場合は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準若しくは規約又は事業計画の変更しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときには、その変更について債権者の同意を得ていること。</p>					
	受付機関	各市町	処理機関	まちづくり課	交付機関	まちづくり課
		標準処理期間		90日	目次	2
		標準経由期間		20日	No.	